

○人吉市工事入札参加者資格審査格付等基準

昭和63年10月5日告示第47号  
 平成21年5月1日一部改正  
 平成22年5月1日一部改正  
 平成24年5月9日一部改正  
 平成25年5月29日一部改正  
 平成26年5月12日一部改正  
 平成27年6月1日一部改正  
 平成29年6月2日一部改正

第1条 この基準は、人吉市工事入札参加者資格審査格付要綱（昭和63年人吉市告示第47号。以下、「格付要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき格付をするのに必要な基準等について定めるものとする。

第2条 総合数値の評価は、次の算式により算定する。

総合的数値＝客観的要素の数値＋主観的要素の数値

第3条 工事の種類ごとの等級別格付の基準となる総合数値の評価は、概ね次のとおりとする。

等級	建築一式 工 事	土木一式 工 事	電気・管 工 事	造 園 工 事	水道施設 工 事	舗 装 工 事	とび土工 工 事	塗 装 工 事
A1	900点 以上	940点以上						
A	900点未 満 750 点以上	940点未 満 780 点以上	800点 以上	710点 以上	700点以上	800点 以上	850点 以上	600点 以上
B	750点未 満 650 点以上	780点未 満 680 点以上	800点未 満 700 点以上	710点未 満 640 点以上	700点未 満 580 点以上	800点未 満 700 点以上	850点未 満 730 点以上	600点未 満 500 点以上
C	650点未 満	680点未 満	700点 未満	640点 未満	580点未 満	700点 未満	730点 未満	500点 未満

等級	防 水 工 事
A1	
A	570点以 上
B	570点未 満 500点以上
C	500点未 満

第4条 主観的要素の数値は、次の各号に掲げる要件により算定する。

(1) 工事成績

次表に掲げる評点（前年度の3月から当該年度の2月までの1年間における人吉市工事検査規程取扱要領（平成10年3月31日訓令第17号）第10条に規定する工事成績採点表の点数の平均点とする。）の区分に応じ、同表に掲げる点数を附与する。

評 点	点 数
85点以上	50
83点以上 85点未満	45
81点以上 83点未満	40
79点以上 81点未満	35
77点以上 79点未満	30
75点以上 77点未満	25
73点以上 75点未満	20
71点以上 73点未満	15
69点以上 71点未満	10
67点以上 69点未満	5
65点以上 67点未満	0
61点以上 65点未満	△20
61点未満	△50

(2) ISO等取得の状況

人吉市工事等入札参加者資格申請書を受付した日の前年の9月30日現在において、財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行するISO9001シリーズ又はISO14001シリーズの認証を有している場合は10点を附与する。

(3) 災害支援協定の状況

市と災害支援協定を締結している（人吉市建設協会、人吉市管工事協同組合、人吉電気工事業協同組合、人吉市下水道排水設備組合、人吉球磨塗装組合のいずれかの団体に加入していることをいう。）場合は20点を附与する。

(4) 人吉市消防団協力事業所認定又は人吉市消防団員の雇用の状況

人吉市消防団協力事業所表示制度実施要項（平成24年11月1日施行）第4条第1項の規定に基づく人吉市消防団協力事業所の認定を受けている場合は20点を附与する。ただし、人吉市消防団協力事業所の認定を受けていない場合で、人吉市消防団員を雇用している場合は、1名の場合は10点、2名以上の場合は20点を附与する。

(5) 指名停止措置の状況

人吉市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年7月22日告示第52号）に基づき、当該格付け年度の前年度に指名停止を受けた者について、次の算式によって算定した点数を減ずる。

算式＝指名停止期間の合計月数（1月未満の端数は1月とする。）×10点

第5条 市長は、人吉市工事入札参加者資格審査会の審査を経て格付を決定するものとする。

附 則

この基準は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年3月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年5月12日以降の指名選定から適用し、それ以前の指名選定については、改正前の基準を適用する。

附 則

この基準は、平成21年5月1日以降の指名選定から適用し、それ以前の指名選定については、改正前の基準を適用する。

附 則

この基準は、平成22年5月1日以降の指名選定から適用し、それ以前の指名選定については、改正前の基準を適用する。

附 則

この基準は、平成24年5月9日以降の指名選定から適用し、それ以前の指名選定については、改正前の基準を適用する。

附 則

この基準は、平成25年6月1日以降の指名選定から適用し、それ以前の指名選定については、改正前の基準を適用する。 附 則

この基準は、平成26年5月12日以降の指名選定から適用し、それ以前の指名選定については、改正前の基準を適用する。

附 則

1 この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の人吉市工事入札参加者資格審査格付等基準の規定は、平成27年6月1日以降の指名選定から適用し、同日前の指名選定については、なお従前の例による。

附則

この訓令は、令達の日から施行する。